

令和6年

三好市教育委員会1月定例会

日時 令和6年1月23日(火)午後3時00分
場所 三好市教育委員会 1階会議室

ふるさと
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

令和6年三好市教育委員会1月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和5年三好市教育委員会12月定例会会議録の承認について

4 議案

第1号 三好市立学校管理規則の一部を改正する規則について

第2号 三好市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

第3号 三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する
規則の一部を改正する規則について

5 その他

行 事 一 覧 表

令和5年12月20日 ～ 令和6年1月22日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
三好市20歳を祝う会	1/3	総合体育館	※
徳島駅伝	1/4・5	阿北・南部コース	※
市教委人事ヒアリング	1/5・9	教育委員会室	※
令和6年三好市消防団出初式	1/7	総合体育館	
教職員人事異動一次面接	1/15・16	教育委員会室	※

【行事予定】

教職員組合人事異動要望	1/24(水)	15:30	教育委員会室
教育振興計画第3回審議会	1/29(月)	13:30	総合体育館
教職員人事異動二次面接	2/1(木)	10:00	教育委員会室
市教委人事ヒアリング	2/5(月)・6(火)	9:00	〃
教職員人事異動三次面接(予定)	2/16(金)・2/19(月)	9:00	〃
市民大学講座 閉講式	2/17(土)	13:00	総合体育館
祖谷のかずら橋架け替え竣工式	2/20(火)	10:00	かずら橋
定例教育委員会	2/21(水)	14:00	教育委員会室

議案第1号

三好市立学校管理規則の一部を改正する規則について

三好市立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年1月23日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市立学校管理規則の一部を改正する規則

三好市立学校管理規則(平成18年三好市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休業日等)</p> <p>第10条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(6) 冬季休業日 12月24日から1月6日まで</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(休業日等)</p> <p>第10条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(6) 冬季休業日 12月24日から1月7日まで</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第2号

三好市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

三好市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年1月23日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

三好市立幼稚園管理規則(平成18年三好市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休業日等)</p> <p>第4条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(休業日等)</p> <p>第4条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第3号

三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則の一部を改正する規則について

三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年1月23日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則の一部を改正する規則

三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則(平成18年三好市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(学校指定の変更申立て)</p> <p>第3条 保護者が就学予定者の学校指定の変更を申し立てようとするときは、就学させるべき年の2月10日までに、<u>指定学校変更申立書</u>(様式第1号)をもってしなければならない。</p> <p>(変更申立ての決定通知)</p> <p>第4条 就学予定者の学校指定の変更申立てに係る通知は、<u>指定学校変更通知書</u>(様式第2号の1又は様式第2号の2)をもって保護者に通知するものとする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1252 1108 1404 2116"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">小学校</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">地区名</td> <td style="width: 50%;">学校名</td> </tr> <tr> <td>清水、加茂野宮</td> <td>王地小学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">備考</td> </tr> </table>	小学校		地区名	学校名	清水、加茂野宮	王地小学校		備考	<p>(学校指定の変更申立て)</p> <p>第3条 保護者が就学予定者の学校指定の変更を申し立てようとするときは、就学させるべき年の2月10日までに、<u>学区外就学申立書</u>(様式第1号)をもってしなければならない。</p> <p>(変更申立ての決定通知)</p> <p>第4条 就学予定者の学校指定の変更申立てに係る通知は、<u>学区外就学許可書</u>(様式第2号)をもって保護者に通知するものとする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1252 100 1404 1108"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">小学校</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">地区名</td> <td style="width: 50%;">学校名</td> </tr> <tr> <td>清水、加茂野宮</td> <td>王地小学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">備考</td> </tr> </table>	小学校		地区名	学校名	清水、加茂野宮	王地小学校		備考
小学校																	
地区名	学校名																
清水、加茂野宮	王地小学校																
	備考																
小学校																	
地区名	学校名																
清水、加茂野宮	王地小学校																
	備考																

芝生、勢力、太刀野(東川原)、太刀野山(花園)	芝生小学校	芝生、勢力、太刀野(東川原)、太刀野山(花園)	芝生小学校
太刀野(東川原を除く。)	芝生小学校	太刀野(東川原を除く。)	芝生小学校 校 太刀野 分校(休 校)
太刀野山(東谷・大屋敷)、加茂野宮(滝の奥)	芝生小学校	太刀野山(東谷・大屋敷)、加茂野宮(滝の奥)	東谷小学 校(廃校)
太刀野山(藤黒・中屋・栗林・大平・川又・ 田野々・井の久保・馬瓶・土釜)	芝生小学校	太刀野山(藤黒・中屋・栗林・大平・川又・ 田野々・井の久保・馬瓶・土釜)	太刀野山 小学校(廃 校)
トウゲ、ヤマダ、クヨウジ、シマ、マチ、シ ンマチ、ハヤシ、トウリン、ウエマツ、ヲウ トウ、サラダ、ウエノ、イケミナミ、シンヤ マ、イタノ (自治会名)西山浜	池田小学校	トウゲ、ヤマダ、クヨウジ、シマ、マチ、シ ンマチ、ハヤシ、トウリン、ウエマツ、ヲウ トウ、サラダ、ウエノ、イケミナミ、シンヤ マ、イタノ (自治会名)西山浜	
(自治会名)只安、安広、洞草	池田小学校	(自治会名)只安、安広、洞草	西山小学 校(廃校)
(自治会名)馬場東、馬場西、馬場中央	池田小学校	(自治会名)馬場東、馬場西、馬場中央	馬場小学 校(廃校)
(自治会名)ノロウチ上、ノロウチ中、ノロウ チ下	池田小学校又 は白地小学校 校	(自治会名)ノロウチ上、ノロウチ中、ノロウ チ下	野呂内小 学校(廃 校)
(自治会名)川崎込、川崎空東、川崎空西、 谷、大利空、大利八幡、大利込、大利西、京	池田小学校又 は白地小学校 校	(自治会名)川崎込、川崎空東、川崎空西、 谷、大利空、大利八幡、大利込、大利西、京	川崎小学 校(休校)

田	(自治会名)山具、千足、出合、石内上、石内下、上尾後、下尾後、黒川、五軒、宮石、本名上、本名下、大申下、大申上	池田小学校又 は白地小学校	出合小学 校(廃校)
田	(自治会名)林、和田、宮、中央、中西、上、高毛、沼谷、大宗、有安、境谷	池田小学校、 白地小学校又 は馬路小学校	佐野小学 校(廃校)
田	(自治会名)東部、東部第2、中部一、中部二、西部北、西部南、土用、西部第2、上ノ段、下ノ段、中津、入体、峰ノ久保、木屋床、落、舟原、中尾、下野呂内東、下野呂内西	箆蔵小学校	
田	(自治会名)北名、天神丁、栄、中、大西、城、三好橋、橋ノ谷、聖野、フコヲベ、井ノ久保、東、井ノ久保上、井ノ久保旭、井ノ久保栗野、峰、敷ノ上、大和川、光陽台	白地小学校	
田	(自治会名)朝日、堂面、日の出、天神、宮ノ下、境宮、上浦、峯友、双子布、大泉	馬路小学校	
田	(自治会名)北一、北二、北三、中一、中二、高戸星、久保、中西南、漆川橋、梅ノ谷(藤下より下)、宮平、国畑、大田、久尾	三縄小学校	
田	(自治会名)梅ノ谷(藤下より上)、南谷、小林、北谷、越替、大川北、大川南、中津川	三縄小学校	漆川小学 校(廃校)
田	下川、大川持、引地、末貞、岩戸、国政、重実・殿野・白川口、川口	山城小学校	
田	中野、有宮、光兼、仏子、尾又、栗山	山城小学校	河内小学

田	(自治会名)山具、千足、出合、石内上、石内下、上尾後、下尾後、黒川、五軒、宮石、本名上、本名下、大申下、大申上	池田小学校又 は白地小学校	出合小学 校(廃校)
田	(自治会名)林、和田、宮、中央、中西、上、高毛、沼谷、大宗、有安、境谷	池田小学校、 白地小学校又 は馬路小学校	佐野小学 校(廃校)
田	(自治会名)東部、東部第2、中部一、中部二、西部北、西部南、土用、西部第2、上ノ段、下ノ段、中津、入体、峰ノ久保、木屋床、落、舟原、中尾、下野呂内東、下野呂内西	箆蔵小学校	
田	(自治会名)北名、天神丁、栄、中、大西、城、三好橋、橋ノ谷、聖野、フコヲベ、井ノ久保、東、井ノ久保上、井ノ久保旭、井ノ久保栗野、峰、敷ノ上、大和川、光陽台	白地小学校	
田	(自治会名)朝日、堂面、日の出、天神、宮ノ下、境宮、上浦、峯友、双子布、大泉	馬路小学校	
田	(自治会名)北一、北二、北三、中一、中二、高戸星、久保、中西南、漆川橋、梅ノ谷(藤下より下)、宮平、国畑、大田、久尾	三縄小学校	
田	(自治会名)梅ノ谷(藤下より上)、南谷、小林、北谷、越替、大川北、大川南、中津川	三縄小学校	漆川小学 校(廃校)
田	下川、大川持、引地、末貞、岩戸、国政、重実・殿野・白川口、川口	山城小学校	
田	中野、有宮、光兼、仏子、尾又、栗山	山城小学校	河内小学

大和川、若山、寺野(東向)	山城小学校	校(廃校)	大和川、若山、寺野(東向)	山城小学校	校(廃校)
大月、大谷、佐連、茂地、小川谷、大野、信正、八千坊、頼広、黒川(城山を除く。)	山城小学校	大野小学校(廃校)	大月、大谷、佐連、茂地、小川谷、大野、信正、八千坊、頼広、黒川(城山を除く。)	山城小学校	大野小学校(廃校)
赤谷、平野	山城小学校	平野小学校(廃校)	赤谷、平野	山城小学校	平野小学校(廃校)
寺野(東向を除く。)、相川、政友、柴川、瀬貝、脇、黒川(城山)	山城小学校	政友小学校(廃校)	寺野(東向を除く。)、相川、政友、柴川、瀬貝、脇、黒川(城山)	山城小学校	政友小学校(廃校)
水無、内六(尾又を除く。)、赤野、柿野尾、日浦、大黒、川成、下名影、南日浦・境谷、下名団地	下名小学校		水無、内六(尾又を除く。)、赤野、柿野尾、日浦、大黒、川成、下名影、南日浦・境谷、下名団地	下名小学校	
大津、峯、上西宇	下名小学校	西宇小学校(廃校)	大津、峯、上西宇	下名小学校	西宇小学校(廃校)
津屋、平、平上、羽瀬、上名影、内六(尾又)	下名小学校	上名小学校(廃校)	津屋、平、平上、羽瀬、上名影、内六(尾又)	下名小学校	上名小学校(廃校)
旭町、浜東、浜西、新町、仲ノ町、本町、中関、向坂、西新町東、西新町西、中村東、中村西、中村南、流堂、下吹、上吹、安田、三榎尾	井辻小学校		旭町、浜東、浜西、新町、仲ノ町、本町、中関、向坂、西新町東、西新町西、中村東、中村西、中村南、流堂、下吹、上吹、安田、三榎尾	井辻小学校	
正夫、大森、大久保、下久保、馬路、倉石、松舟、向、井内坊、中津、吉木、馬場、平、岩坂、冬、桜、知行、荒倉、駒倉、下影、上野住、下野住、上西ノ浦、下西ノ浦、色原、北地、尾越、杉ノ木、段地	井辻小学校	井内小学校(休校)	正夫、大森、大久保、下久保、馬路、倉石、松舟、向、井内坊、中津、吉木、馬場、平、岩坂、冬、桜、知行、荒倉、駒倉、下影、上野住、下野住、上西ノ浦、下西ノ浦、色原、北地、尾越、杉ノ木、段地	井辻小学校	井内小学校(休校)

女法寺、吉本、北内、出ノ上、森、近金、 <u>長西井川小学校</u> 尾、相知、西井川坊、須賀、末、里川東、里川西、里川本村	東祖谷小学校	吾橋小学校 校(休校)	備考
和田、佐野、小島、上釣井、下釣井、今井、高野、京上、林、下浦、大枝、若林、阿佐、麦生土、榎尾、梅の峰、小川、古味、新居屋、大西、元井、久保東、久保西、久保陰、かずら原、西山、中上、九鬼、落合南、落合東、落合西、下瀬下、釜ヶ谷、栗枝渡、下瀬上、奥の井、栗枝渡奥、菅生陰、菅生陰奥、菅生日浦奥、菅生日浦中、菅生日浦下、名頃、深淵	東祖谷小学校	吾橋小学校 校(休校)	備考
谷間、吾橋上、吾橋下、西名、中屋、土日浦、榎	櫟生小学校	櫟生小学校	備考
尾井ノ内、戸ノ谷、冥地、重末日浦、重末蔭、一字南、一字北、一字枝、田の内上、田の内下、田丸、下名、小祖谷東、小祖谷西、坂瀬、有瀬上、有瀬下、谷間、今久保、中尾、閑定、名越、善徳東の東、善徳東の西、善徳西の東、善徳西の西、善徳かずら橋、徳善、西岡、後山	櫟生小学校	櫟生小学校	備考
中学校			
三野町内全域	地区名	学校名	備考
池田町内全域		三野中学校	
		池田中学校	

女法寺、吉本、北内、出ノ上、森、近金、 <u>長西井川小学校</u> 尾、相知、西井川坊、須賀、末、里川東、里川西、里川本村	東祖谷小学校	吾橋小学校 校(休校)	備考
和田、佐野、小島、上釣井、下釣井、今井、高野、京上、林、下浦、大枝、若林、阿佐、麦生土、榎尾、梅の峰、小川、古味、新居屋、大西、元井、久保東、久保西、久保陰、かずら原、西山、中上、九鬼、落合南、落合東、落合西、下瀬下、釜ヶ谷、栗枝渡、下瀬上、奥の井、栗枝渡奥、菅生陰、菅生陰奥、菅生日浦奥、菅生日浦中、菅生日浦下、名頃、深淵	東祖谷小学校	吾橋小学校 校(休校)	備考
谷間、吾橋上、吾橋下、西名、中屋、土日浦、榎	櫟生小学校	櫟生小学校	備考
尾井ノ内、戸ノ谷、冥地、重末日浦、重末蔭、一字南、一字北、一字枝、田の内上、田の内下、田丸、下名、小祖谷東、小祖谷西、坂瀬、有瀬上、有瀬下、谷間、今久保、中尾、閑定、名越、善徳東の東、善徳東の西、善徳西の東、善徳西の西、善徳かずら橋、徳善、西岡、後山	櫟生小学校	櫟生小学校	備考
中学校			
三野町内全域	地区名	学校名	備考
池田町内全域		三野中学校	
		池田中学校	

山城町内全域	山城中学校	山城町内全域	山城中学校
井川町内全域	井川中学校	井川町内全域	井川中学校
東祖谷内全域	東祖谷中学校	東祖谷内全域	東祖谷中学校
西祖谷山村内全域	西祖谷中学校	西祖谷山村内全域	西祖谷中学校

(備考) この表において、地区名が自治会名で規定されている場合は、自治会の存するおおよその区域をその地区とする。

様式第1号(第3条関係)
略

様式第2号の1(第4条関係)
略

様式第2号の2(第4条関係)
略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

三好市教育委員会 様

<保護者>

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 (_____) _____

学 区 外 就 学 申 立 書

次のとおり指定学校の変更を申立てます。

住 所	
フリガナ	
児童・生徒氏名	
生 年 月 日	年 月 日生

1. 指定学校 三好市立 _____ 学校

2. 変更希望学校 三好市立 _____ 学校

3. 変更期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日

4. 変更理由

(通学方法) _____

年 月 日

様

三好市教育委員会

学区外就学許可書

学校教育法施行令第8条の規定によって下記のとおり学区外就学に関するお知らせをいたします。

記

		通知書番号	
児童生徒 氏 名			
生 年 月 日		性 別	
現 住 所			
学 校 区			
保護者氏名		続 柄	
保 護 者 現 住 所			
許可就学校		学 年	
許可就学期間			
備 考			